

主な改定内容

平成 20 年 3 月

積雪寒冷地域等における堆雪幅等の横断構成の考え方を追加した。

- ・「9. その他」に「9-2 積雪寒冷地域等に存する道路の横断構成」を新たに設けた。

平成 25 年 5 月

県道に関する滋賀県道路構造条例を施行したことに伴い、暫定の見直しを行った。

- ・「2. 使用方法」に道路構造令と滋賀県道路構造条例の適用範囲を記載した。
- ・「3. 滋賀県の道路現況と将来像」の記載内容を時点修正した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-3 施設帯」に「6-3-4 その他」を新たに設け、条例の滋賀県独自規定の運用を記載した。
- ・「6. 道路幅員構成」に「6-6 中央分離帯」を新たに設け、バリアフリー新法に基づく滋賀県移動等円滑化条例の独自規定の運用を記載した。
- ・「9. その他 9-1 積雪寒冷地域等における取扱い」の「9-1-2 縦断勾配」に、滋賀県道路構造条例の独自規定の運用を記載した。
- ・その他、条例施行に伴う修文を行った。

平成 26 年 3 月

平成 19 年 3 月の策定以降に寄せられた問題点・改善点などの意見を踏まえ、「滋賀県道路構造の技術的基準に関する検討会」で議論を行い、必要な見直しを行った。

- ・「2. 使用方法」に本ルールと「道路構造令の解説と運用」、「設計便覧（案）第3編道路編近畿地方整備局」、「滋賀県歩道整備マニュアル」の位置づけを明記した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-1 車道等」に「6-1-3 自転車利用環境」を新たに設け、自転車の車道左側端走行の原則を解説するとともに、必要に応じて自転車利用環境の確保を検討することを記載した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-3 路肩」に「6-3-4 路面等」を新たに設け、路肩の自転車通行の安全確保について記載した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-3 路肩」に「6-3-5 その他」を新たに設け、保護路肩および路肩法面の防草対策の検討について記載した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-5 植樹帯」の「6-5-4 交差点部等」について、考え方を明確化するとともに、植樹帯を設置しない場合の巻き込み部の構造の検討について記載した。
- ・「9. 積雪寒冷地域等」を再構成するとともに、堆雪幅の基準の見直しの考え方を整理した。
- ・その他、時点修正を行った。

平成 28 年 3 月

「機能分類別道路網図」は平成 19 年 3 月に策定されたものであり、それ以降の社会情勢・交通特性の変化や、今後将来の変化についても反映するため、「道路ネットワーク検討会」および「地方会議」で議論を行い、機能分類別道路網図の見直しを行った。

- ・「5. 道路の機能分類」の各機能分類の定義に、交通量以外の基準として当該区間の総交通量

のうち土木事務所の管境を越える交通量の割合を追加した。

- 「資料編」の機能分類別道路網図において県内道路の機能分類を見直した。
- 交通量別道路網図（H17センサス）は削除した。